

確認書

本団体は公民館を利用するにあたり、社会教育法(※)の趣旨を遵守し、下記の事項を行わないことを確認しました。

記

- 1 主に営利を目的とした活動
- 2 特定政党の候補者支持又は勧誘活動
- 3 特定の宗教・教団等による布教又は勧誘活動
- 4 他の利用者への迷惑行為等、公民館の運営を妨げる行為

(※) 社会教育法

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、
実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、
もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、
生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に
公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に
関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。